

民事訴訟の応訴について（報告）

呉市在住の個人ほか3名（A～D）から、呉市立中学校（以下「本件学校」といいます。）の生徒が走行中の列車に接触して自死したことは、同級生によるいじめ及び本件学校の教職員の安全配慮義務違反が原因であるなどとして、呉市ほか2名（E, F, 呉市）に対して、損害賠償、慰謝料等の支払を求める訴訟が提起されましたので、これに応訴します。

1 事件番号等

令和7年（ワ）第1204号 損害賠償請求事件

2 提訴年月日

令和7年9月18日（訴状受理年月日 同年10月8日）

3 原告

呉市在住の個人ほか3名

4 訴額

1億879万3,648円

5 管轄裁判所

広島地方裁判所

6 原告の訴えの内容

原告らの家族であるG（以下「訴外G」という。）は、令和元年4月に本件学校に入学したが、令和2年から令和3年にかけ、被告Eや被告Fらによるいじめにより、精神的に追い詰められた結果、令和3年1月、JR呉線の踏切内に自ら進入し、走行中の列車に接触して自死した（以下「本件自死」という。）。

また、本件学校の教職員は、訴外Gに対するいじめの防止等の措置を取り、訴外Gの安全の確保に配慮すべき義務を怠っており、その結果、被告Eや被告Fらによるいじめにより、訴外Gと被告Eや被告Fらとの関係性が悪化の一途を辿り、精神的に追い詰められた訴外Gは本件自死に至ったから、本件学校の教職員の安全配慮義務違反と本件自死との間には因果関係が認められる。

よって、原告らは、被告らに対し、不法行為又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項に基づく損害賠償として、訴外Gの損害（死亡逸失利益等）並びに原告らの慰謝料及び弁護士費用の合計である1億879万3,648円並びにこれらに対する令和3年1月19日から支払済みに至るまで年3パーセントの割合による金員の支払を求め、提訴したものです。